

○広報かみみねの有料広告掲載に関する要綱

平成19年4月10日

告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、上峰町が発行する広報紙（以下「広報」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して必要な事項を定め、もって自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の基本原則)

第2条 広告は、広報の公共性及び品位を保つため、次を基本原則とする。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 住民及び企業等に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関連法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の掲載基準)

第3条 広告の掲載に関する基準は、その内容が前条に規定する基本原則に反せず、かつ、町長が別に定める基準に基づくものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が、広告掲載可能枠数以上いる場合においては、申込受付順とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町長は、広報等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定に関わらず、企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する広報の発行日（毎月1日）の40日前までに、広報かみみね有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込

書」という。)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告の掲載位置)

第7条 広告の掲載位置は、町長が決定し、有料広告である旨を表示する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は、各年度最長12月とする。

- 2 広告の掲載を連続して申込みことができるのは、同一年度内のみとし、年度を越えて連続する掲載を申込みことはできない。

(広告の審査・報告)

第9条 町長は、第6条の規定により申込書が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は、広告掲載希望者に修正を求めることができる。

- 2 町長は、提出された申込書を次条に定める上峰町広告審査委員会の審査に付すものとする。

(広告審査委員会)

第10条 町長は、前条第2項の審査をするため、上峰町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、第3条の規定による掲載基準に基づき、広告掲載の適否について審査する。

- 2 委員会は、政策課で構成し、委員長は、政策課長とする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その次席の者がその職務を代理する。
- 4 委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときは、回議により委員会の審査に代えることができる。
- 5 委員会は、町長に審査の結果を報告するものとする。

(広報掲載の決定)

第11条 町長は、前条第5項の審査結果報告を受けて、掲載の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に対し、広報かみみね有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（広告の作成）

第12条 前条第2項の決定通知書により、掲載可の旨の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。ただし、申込書に添付した広告の原稿と同一のものを使用する場合は、この限りでない。

- 2 広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

（広告主の責任等）

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載料及び納入）

第14条 広告掲載料は、次のとおりとし、広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。

規格	広告サイズ	広告掲載料（1箇月1枠分）
カラー	縦5cm×横8cm	5,000円
カラー	縦5cm×横17cm	10,000円

（広告掲載の取消し）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の広告の掲載可の旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第12条に規定する期日までに版下原稿を提出しないとき。
- (2) 広告主が前条に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 広告主が提出した版下原稿が第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (5) その他町長が広報の掲載に支障があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、広報かみみね有料広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第16条 原則として、広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、非掲載月号分の広告掲載料を還付することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月18日告示第2号）

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成27年6月29日告示第5号）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第7号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月6日告示第9号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

広報かみみね有料広告掲載申込書

上峰町長 様

広告掲載希望者 住所（所在地）
法人名（名称）
代表者氏名
申込責任者氏名
連絡先（TEL）
（FAX）

広報かみみねの有料広告掲載に関する要綱第6条の規定に基づき、同要綱の内容を遵守の上、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

また申込みに際し、同要綱第15条及び第16条に定める、広告掲載の取消し及び広告掲載料の還付に関する規定に同意します。

記

広告掲載希望月号											
下の欄に○を記入してください。											
5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号
広告サイズ		広告掲載希望枠数①		掲載希望月数②		1ヶ月1枠単価③		広告掲載料①×②×③			
縦5cm × 横8cm		枠		ヶ月		5,000円		円			
縦5cm × 横17cm		枠		ヶ月		10,000円		円			
※広告の原稿（実寸大に印刷したもの）を別紙のとおり添付いたします。											

※広報紙の各号は、前月の下旬に発刊されます。

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

様

上峰町長

広報かみみね有料広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みいただきました、広報かみみねへの有料広告掲載について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 審査結果

- ☐掲載できません(掲載不可)
※広告の内容
※掲載不可の理由
※その他
☐掲載します(掲載可)
※次のとおり手続を行ってください。

2. 広告掲載月号 年 月号～ 年 月号(箇月)

3. 広告掲載枠数及び広告掲載料

広告掲載枠数	広告サイズ	広告掲載料
	縦 5cm × 横 8 cm	円
	縦 5cm × 横 17cm	円

4. 版下原稿(実寸大に印刷したもの)

(1) 提出期限 年 月 日

(2) 提出先 政策課 広報企画係

※ 申込書に添付した広告の原稿と同一のものを使用する場合は、提出の必要はありませんので提出期限までに、その旨を御連絡ください。

5. 広告掲載料

(1) 料 金 金 円

(2) 納入期限 年 月 日まで

(3) 納入方法 同封の納入通知書により、指定の場所で納入してください。

6. その他

版下原稿の変更を希望される場合は、広告掲載月号の発行日(毎月1日)の1か月前までに版下原稿を政策課広報企画係まで提出してください。

ただし、提出された版下原稿の内容に、広告掲載にふさわしくない表現等が合った場合は、既に提出されている原稿に差し替えて掲載しますので御了承ください。

様式第 3 号(第 15 条関係)

年 月 日

様

上峰町長

印

広報かみみね有料広告掲載取消通知書

年 月 日付けで通知した広報かみみねへの有料広告掲載可決定について、下記の理由により取り消すこととしましたので通知します。

記

1. 決定通知の内容
2. 取消しの理由
3. その他